

「無人航空機操縦者技能証明の申請等の事務処理に関するガイドライン」新旧対照表

改正案	現行
令和4年12月5日 制定 令和6年1月26日 一部改定 <u>令和7年3月5日 一部改定</u> 国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長 無人航空機操縦者技能証明の申請等の事務処理に関するガイドライン	令和4年11月28日 制定（国空無機第235404号） 国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長 無人航空機操縦者技能証明の申請等の事務処理に関するガイドライン
1 目的 （略）	1 目的 （略）
2 定義 （略） （1）～（4） （略） <u>（5）二等技能証明：二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明をいう。</u> <u>（6）～（10）</u> （略）	2 定義 （略） （1）～（4） （略） <u>（新設）</u> <u>（5）～（9）</u> （略）
3 （略）	3～6 （略）
4 技能証明書の新規交付申請 （略） 4. 1 事前準備 （略） （1） （略） （2） （略） ①～⑥ （略）	4 技能証明書の新規交付申請 （略） 4. 1 事前準備 （略） （1） （略） （2） （略） ①～⑥ （略）

⑦顔写真（JPG形式、JPEG形式又はPNG形式）

技能証明申請者の顔写真を登録するものとする。

＜留意事項＞

本写真は技能証明書へ掲載されるものであるため、原則以下に掲げる条件を満たすこと。

- ・縦横比が縦3cm、横2.4cmのサイズを目安とすること
- ・ピクセルサイズが縦480ピクセル、横480ピクセル以上であること
- ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ・顔が鮮明に見えるもの
- ・帽子を被っていないもの
- ・正面を向いているもの
- ・胸から上を写しているもの（上三分身）
- ・背景（影を含む）がないもの
- ・顔の輪郭が露出しているもの
- ・目の周辺に髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部あるいはその影が入らないもの
- ・ピンぼけや手ぶれにより不鮮明になっていないもの
- ・目を大きくするなど、顔のパーツを変形させていないもの
- ・変形やマスクングなどの画像処理を施していないもの
- ・画像の乱れが発生していないもの

※特に、証明写真機や写真館等で撮影した写真ではなく、自身で撮影した写真を使用する場合は、条件に適合しているか十分に確認すること。なお、背景を無地とするために画像加工された写真は認められない。

⑦顔写真（JPG形式、JPEG形式又はPNG形式）

技能証明申請者の顔写真を登録するものとする。

＜留意事項＞

本写真は技能証明書へ掲載されるものであるため、原則以下に掲げる条件を満たすこと。

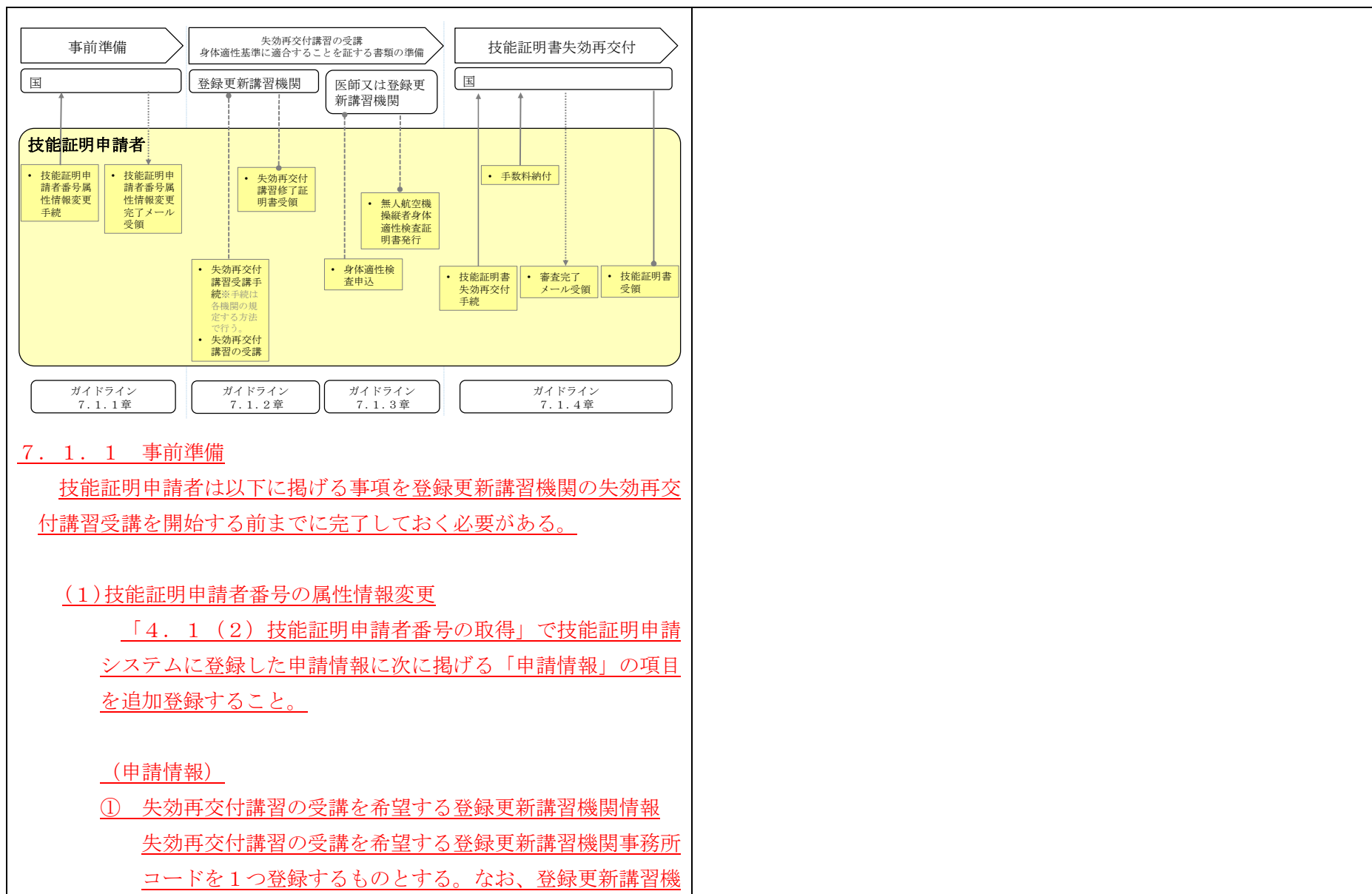
- ・縦横比が縦3cm、横2.4cmのサイズを目安とすること
- ・ピクセルサイズが縦480ピクセル、横480ピクセル以上であること
- ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ・顔が鮮明に見えるもの
- ・帽子を被っていないもの
- ・正面を向いているもの
- ・胸から上を写しているもの（上三分身）
- ・背景（影を含む）がないもの
- ・顔の輪郭が露出しているもの
- ・目の周辺に髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部あるいはその影が入らないもの
- ・ピンぼけや手ぶれにより不鮮明になっていないもの
- ・目を大きくしたり、顔のパーツを変形させていないもの
- ・変形やマスクングなどの画像処理を施していないもの
- ・画像の乱れが発生していないもの

※特に、証明写真機や写真館等で撮影した写真ではなく、自身で撮影した写真を使用する場合は、条件に適合しているか十分に確認すること。なお、背景を無地とするために画像加工された写真は認められない。

⑧～⑩ (略) 4. 2～4. 3 (略) 4. 4 技能証明書の新規交付申請 技能証明申請者は、指定試験機関及び登録講習機関により技能証明申請システムに登録された以下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している技能証明合格証明書及び講習修了証明書（以下「各種証明書」という。）に記載されている情報が一致していることを確認の上、各種証明書の電子データを技能証明申請システムにアップロードすることで、技能証明書の申請を行うものとする。 (略) <u>技能証明書の交付申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付及び登録免許税の納付（一等技能証明を取得する場合のみ）を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて技能証明書（サンプル例）が郵送される。すでに技能証明書を有している場合には、旧技能証明書を、新たな技能証明書を受領後速やかに「6. 1 新規交付（区分の追加）及び限定変更での技能証明の内容変更に伴う返納」に従って返納すること。</u>	⑧～⑩ (略) 4. 2～4. 3 (略) 4. 4 技能証明書の新規交付申請 技能証明申請者は、指定試験機関及び登録講習機関により技能証明申請システムに登録された以下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している技能証明合格証明書及び講習修了証明書（以下「各種証明書」という。）に記載されている情報が一致していることを確認の上、各種証明書の電子データを技能証明申請システムにアップロードすることで、技能証明書の申請を行うものとする。<u>技能証明書の交付申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付及び登録免許税の納付（一等技能証明を取得する場合のみ）を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて技能証明書（サンプル例）が郵送される。</u> (略)
5 技能証明書の限定変更申請 (略)	5 技能証明書の限定変更申請 (略)
6 技能証明書の返納申請 (略) 6. 1 新規交付（区分の追加）及び限定変更での技能証明の内容変更	6 技能証明書の返納申請 (略) 6. 1 新規交付（区分の追加）及び限定変更での技能証明の内容変更

に伴う返納 (略) 技能証明申請者は、「4 技能証明書の新規交付申請」及び「5 技能証明書の限定変更申請」の手續完了後、速やかに旧技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手續は不要である。 ○提出先 〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行 6. 2 技能証明の取消し及び有効期間切れ等の失効に伴う返納 技能証明申請者は、取消し及び有効期間切れ等の理由による技能証明の失効後、速やかに技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手續は不要である。 取消し及び有効期間切れ等の理由により失効した時点で、技能証明は無効 となる。 ○提出先 〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証	に伴う返納 (略) 技能証明申請者は、「4 技能証明書の新規交付申請」及び「5 技能証明書の限定変更申請」の手續完了後、速やかに旧技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手續は不要である。 <u>新規交付申請（区分の追加）及び限定変更申請等の審査についての審査完了メールを受領した時点で、旧技能証明書は無効となる。</u> ○提出先 〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行 6. 2 技能証明の取消し及び有効期間切れ等の失効に伴う返納 技能証明申請者は、取消し及び有効期間切れ等の理由による技能証明の失効後、速やかに技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手續は不要である。 取消し及び有効期間切れ等の理由により失効した時点で、技能証明書は無効 となる。 ○提出先 〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証
--	---

明書回収係 行 6. 3 自主返納 技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「4 技能証明書の新規交付申請」及び「5 技能証明書の限定変更申請」において登録されている情報の確認を行い、技能証明申請システムの案内に従い手続を行うものとする。返納手続後は、速やかに技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。 なお、返納手続の審査についての審査完了メールを受領した時点で、<u>保有</u>しているすべての技能証明は無効となる。 (略)	明書回収係 行 6. 3 自主返納 技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「4 技能証明書の新規交付申請」及び「5 技能証明書の限定変更申請」において登録されている情報の確認を行い、技能証明申請システムの案内に従い手続を行うものとする。返納手続後は、速やかに技能証明書を「提出先」の宛先に郵送し返納するものとする。 なお、返納手続の審査についての審査完了メールを受領した時点で、<u>所有</u>しているすべての技能証明は無効となる。 (略)
7 技能証明書の再交付申請 <u>7. 1 技能証明書の失効再交付申請</u> 凡例 ← : 技能証明申請システム ←.....: メール ●——: 郵送 ●---: その他	7 技能証明書の再交付申請 <u>(新設)</u>



関事務所コードは、技能証明申請システム内の登録更新講習機関一覧（<https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/rnwl-trn-agc/validOfficeCodeList>）で確認し、入力するものとする。

なお、登録更新講習機関は登録更新講習機関事務所コードが入力された技能証明申請者の情報を、失効再交付講習の受講申請の際の本人確認に使用するものとする。

7. 1. 2 登録更新講習機関での講習受講

技能証明申請者は、「7. 1. 1 事前準備」で申請した登録更新講習機関に連絡を行って失効再交付講習の受講申請を行い、失効再交付講習を受講するものとする。（受講申請は、各登録更新講習機関が規定する方法で行うものとする。）

なお、失効再交付講習を修了した際に、登録更新講習機関より失効再交付講習をすべて修了した証明として、失効再交付講習修了証明書が電子データ等で発行される。失効再交付講習修了証明書は、失効再交付講習修了内容を一意に特定する失効再交付講習修了証明書番号（ELから始まる14桁の半角英数字。例：EL123422120001）が記載されている。

また、「7. 1. 1 事前準備」で申請した登録更新講習機関と異なる登録更新講習機関での失効再交付講習を希望する場合、技能証明申請者は、技能証明申請システム上で「7. 1. 1 事前準備」で申請した「失効再交付講習の受講を希望する登録更新講習機関情報」の変更を行った上で、登録更新講習機関に対し失効再交付講習の受講申請を行うものとする。

7. 1. 3 身体適性基準に適合することを証する書類の準備

技能証明申請者は、保有する技能証明の限定に応じて適切な、医師又は登録更新講習機関により受けた無人航空機操縦者身体適性検査証明書（申請日前3月以内に検査を受けたものに限る。）、身体検査合格証明書（申請日前1年以内に交付されたものに限る。）、有効な航空身体検査証明書又は国土交通大臣が同等以上と認めるもの（以下「身体適性検査証明書等」という。）を用意すること。なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、運転免許証又は航空機操縦練習許可書とする。

7. 1. 4 技能証明書の失効再交付申請

技能証明申請者は、登録更新講習機関により技能証明申請システムに登録された以下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している失効再交付講習修了証明書及び身体適性検査証明書等（以下「各種証明書」という。）に記載されている情報が一致していることを確認（①については、登録更新講習機関で身体適性検査を受検した者に限る。）の上、再交付理由欄に失効再交付による再交付申請であること及び失効再交付講習修了証明書番号を記入し、速やかに各種証明書を「提出先」の宛先に郵送することにより、技能証明書の失効再交付申請を行うものとする。

（アップロード情報）

①身体適性検査に関する情報

イ)身体適性検査証明書番号

PAから始まる14桁の半角英数字。例：PA123221200001

ロ) 受験方法

例：医療機関の診断書の提出、公的な証明書等の提出

ハ) 条件等

例：眼鏡等

ニ) 身体適性検査日

身体適性検査日

ホ) 公的な証明書等

「公的な証明書等の提出」の場合のみ、当該免許証番号等

②失効再交付講習の修了証明書に関する情報

イ) 失効再交付講習修了証明書番号

ELから始まる14桁の半角英数字。例：EL123422120001

ロ) 修了者に関する情報

技能証明申請者番号

ハ) 登録更新講習機関に関する情報

登録更新講習機関事務所コード

ニ) 失効再交付講習に関する情報

区分（一等、二等）

○提出先

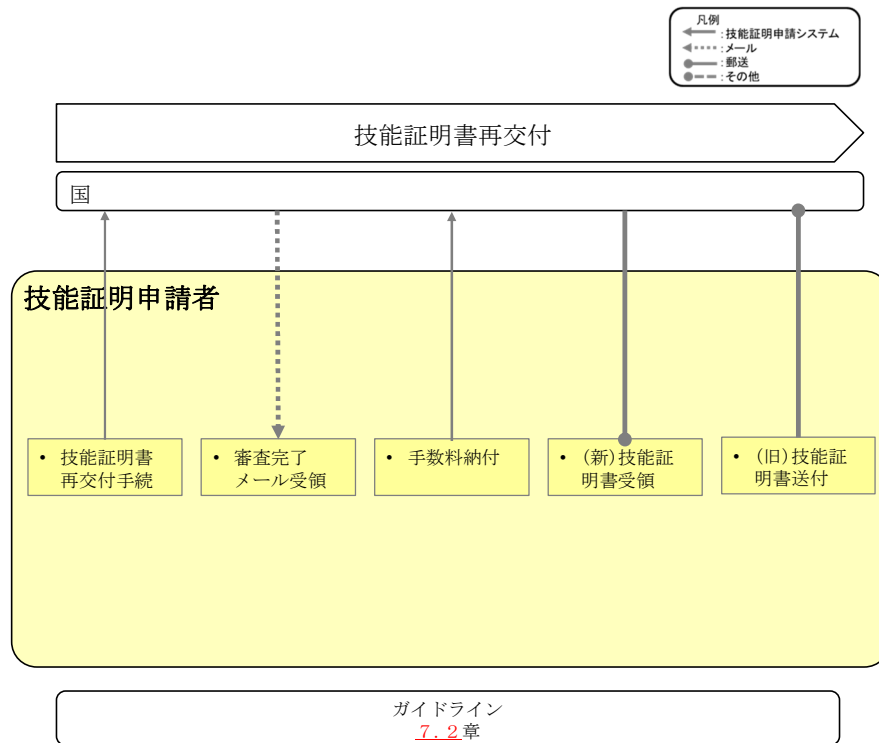
〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号

国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 行

技能証明の失効再交付申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留

にて技能証明書（サンプル例）が郵送される。

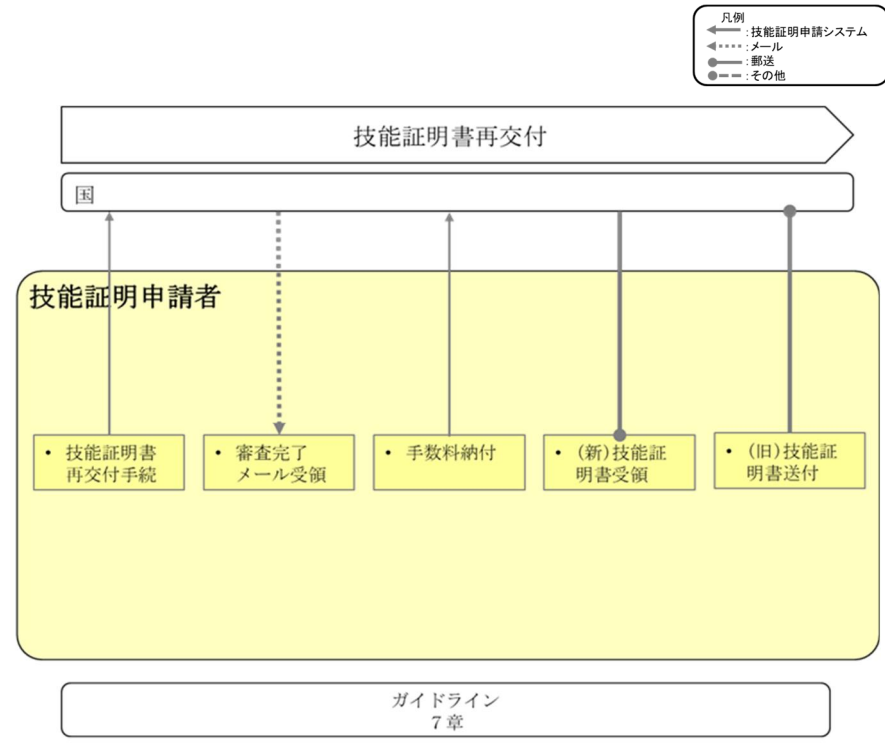
7. 2 技能証明書の滅失等再交付申請



技能証明申請システム上で「4 技能証明書の新規交付申請」及び「5 技能証明書の限定変更申請」で登録された情報の確認並びに再交付理由（例：引越による住所変更のため、結婚による氏名変更のため）の入力を行い、申請を行うものとする。

再交付申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて新しい技能証明書が

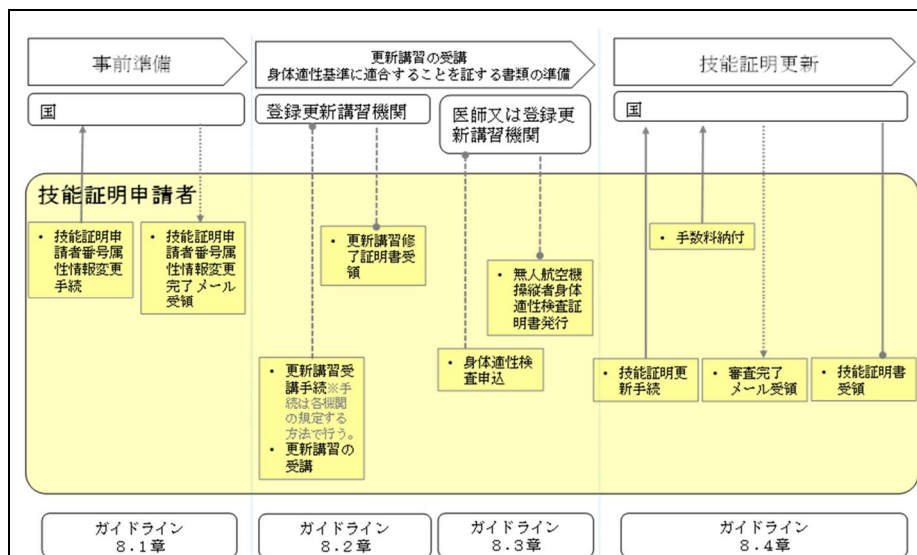
(新設)



技能証明申請システム上で「4 技能証明書の新規交付申請」及び「5 技能証明書の限定変更申請」で登録された情報の確認並びに再交付理由（例：引越による住所変更のため、結婚による氏名変更のため）の入力を行い、申請を行うものとする。

再交付申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて新しい技能証明書

郵送される。 技能証明書の再交付を受けた技能証明申請者は、<u>新たな技能証明書を受領後（滅失による再交付の場合は旧技能証明書を発見後）速やかに旧技能証明書を以下の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手続は不要である。</u> ○提出先 〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行	が郵送される。 <u>再交付手続の審査完了メールを受領した時点で旧技能証明書は失効するため、</u>技能証明書の再交付を受けた技能証明申請者は、<u>滅失による再交付の場合を除き、</u>速やかに旧技能証明書を以下の宛先に郵送し返納するものとする。 ○提出先 〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行
<u>8 技能証明の更新申請</u> 凡例 ← : 技能証明申請システム ←..... : メール ●—— : 郵送 ●--- : その他	<u>(新設)</u>



8. 1 事前準備

技能証明申請者は以下に掲げる事項を登録更新講習機関の更新講習受講を開始する前までに完了しておく必要がある。

(2) 技能証明申請者番号の属性情報変更

「4. 1 (2) 技能証明申請者番号の取得」で技能証明申請システムに登録した申請情報に次に掲げる「申請情報」の項目を追加登録すること。

(申請情報)

① 更新講習の受講を希望する登録更新講習機関情報

更新講習の受講を希望する登録更新講習機関事務所コードを1つ登録するものとする。なお、登録更新講習機関事務所コ

ードは、技能証明申請システム内の登録更新講習機関一覧（
<https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/rnwl-trn-agc/validOfficeCodeList>）で確認し、入力するものとする。
なお、登録更新講習機関は登録更新講習機関事務所コードが
入力された技能証明申請者の情報を、更新講習の受講申請の
際の本人確認に使用するものとする。

8. 2 登録更新講習機関での講習受講

技能証明申請者は、「8. 1 事前準備」で申請した登録更新講習機
関に連絡を行って更新講習の受講申請を行い、更新講習を受講するも
のとする。（受講申請は、各登録更新講習機関が規定する方法で行うも
のとする。）

なお、更新講習を修了した際に、登録更新講習機関より更新講習を
すべて修了した証明として、更新講習修了証明書が電子データ等で発
行される。更新講習修了証明書は、更新講習修了内容を一意に特定す
る更新講習修了証明書番号（UCから始まる14桁の半角英数字。例：
UC123422120001）が記載されている。

また、「8. 1 事前準備」で申請した登録更新講習機関と異なる登
録更新講習機関での更新講習を希望する場合、技能証明申請者は、技
能証明申請システム上で「8. 1 事前準備」で申請した「更新講習
の受講を希望する登録更新講習機関情報」の変更を行った上で、登録
更新講習機関に対し更新講習の受講申請を行うものとする。

8. 3 身体適性基準に適合することを証する書類の準備

技能証明申請者は、保有する技能証明の限定に応じて適切な、医師
又は登録更新講習機関により受けた無人航空機操縦者身体適性検査証

明書（申請日前3月以内に検査を受けたものに限る。）、身体検査合格証明書（申請日前1年以内に交付されたものに限る。）、有効な航空身体検査証明書又は国土交通大臣が同等以上と認めるもの（以下「身体適性検査証明書等」という。）を用意すること。なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、運転免許証（一等技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等技能証明に限る。）又は航空機操縦練習許可書とする。

8. 4 技能証明の更新申請

技能証明の有効期間の更新を申請する者は、当該技能証明の有効期間が満了する日の6月前から更新申請をすることができる。また、技能証明の有効期間の更新を申請することができる期間（以下「更新期間」という。）の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類（在留証明等）を添えて、更新期間前に技能証明の有効期間の更新申請をすることができる。ただし、更新期間前に有効期間の更新がされた技能証明の有効期間の起算日は、更新された技能証明書が交付された日となる。

技能証明申請者は、登録更新講習機関により技能証明申請システムに登録された以下に掲げる「アップロード情報」の内容と、所有している更新講習修了証明書に記載されている情報が一致していることを確認（①については、登録更新講習機関で身体適性検査を受検した者に限る。）の上、更新講習修了証明書及び身体適性検査証明書等の電子データを技能証明申請システムにアップロードすることで、技能証明の更新申請を行うものとする。

(アップロード情報)

①身体適性検査に関する情報

イ)身体適性検査証明書番号

PAから始まる14桁の半角英数字。例：PA123221200001

ロ)受験方法

例：医療機関の診断書の提出、公的な証明書等の提出

ハ)条件等

例：眼鏡等

ニ)身体適性検査日

身体適性検査日

ホ)公的な証明書等

「公的な証明書等の提出」の場合のみ、当該免許証番号等

②更新講習の修了証明書に関する情報

イ)更新講習修了証明書番号

UC から始まる14桁の半角英数字。例：UC123422120001

ロ)修了者に関する情報

技能証明申請者番号

ハ)登録更新講習機関に関する情報

登録更新講習機関事務所コード

ニ)更新講習に関する情報

区分（一等、二等）

技能証明の更新申請後、事務処理要領に示す方法により、手数料の納付を行う。納付が確認された後、書類送付先住所へ簡易書留にて技

<u>能証明書（サンプル例）が郵送される。なお、新たな技能証明書が届くまでの間に法第132条の87に規定する特定飛行を行う場合には、当該技能証明が更新されていることを証明するため、更新前の旧技能証明書とともに、更新完了の旨を通知するメールを印刷して携帯し、又は画面等ですぐに提示できる状態にしておくこと。旧技能証明書は、新たな技能証明書の受領後速やかに以下の宛先に郵送し返納するものとする。なお、返納に当たって技能証明申請システムにおける手続は不要である。</u> ○提出先 〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第 122 号 国土交通省 航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行	
別添 （サンプル例） （略） 技能証明申請手続きフロー <u>（新規）</u> （略） <u>技能証明申請手続きフロー（再交付）</u>	別添 （サンプル例） （略） 別添 技能証明申請手続きフロー （略） <u>（新設）</u>

技能証明書の再交付申請を開始

Step1：ドローン情報基盤システムにログインする
ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2：申請者情報入力画面に進む
メインメニューで「技能証明書の再交付」のボタンを選択します。

Step3：申請者情報を確認する
表示されている申請者に関する情報を確認します。

Step4：申請情報を確認する
入力した情報を確認して申請を行います。

Step5：到達確認をする
技能証明書の再交付申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

技能証明書の再交付申請が完了

航空局にて申請内容の確認を行います。

手数料の納付用情報の通知

航空局にて申請内容の確認が完了すると、手数料の納付用情報が申請者にメール通知されます。
クレジットカード又はPay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキング)にて支払います。

手数料の納付を開始

ドローン情報基盤システムにログインする
ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

申請状況確認画面に進む
メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。

申請状況を確認する
申請状況一覧より、対象の申請について「支払選択」ボタンを選択します。

支払方法を確認する
支払い方法を選択します。

納付情報を確認する

収納機関情報等、納付に関する情報を確認します。



手数料を支払う

クレジットカード又はPay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキング)にて、手数料を支払います。



技能証明書発行の通知

手数料の支払いが完了し、航空局での確認手続きが完了すると申請者のメールアドレスにメールが通知されます。



技能証明書の確認

システム内にて技能証明書情報の内容詳細を確認出来ます。



技能証明書の送付・受領（手続き完了）

申請時に登録した送付先住所宛に郵送にて技能証明書が届きますので、受領して完了です。

技能証明申請手続きフロー（更新）

技能証明書の更新申請を開始



Step1：ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。



Step2：申請者情報入力画面に進む

メインメニューで「有効期間の更新」のボタンを選択します。



Step3：申請者情報を確認する

表示されている申請者に関する情報を確認します。



Step4：更新講習修了証明書番号を選択する

更新講習修了証明書番号等の情報を入力します。



Step5：その他情報を入力する

拒否に関する条件等の項目をチェックします。



Step6：申請情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。



Step7：到達確認をする

技能証明書の更新申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。



技能証明書の更新申請が完了

航空局にて申請内容の確認を行います。



手数料の納付用情報の通知

航空局にて申請内容の確認が完了すると、手数料の納付用情報が申請者にメール通知されます。
クレジットカード又はPay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキング)にて支払います。



手数料の納付を開始



ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。



申請状況確認画面に進む

メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。



申請状況を確認する

申請状況一覧より、対象の申請について「支払選択」ボタンを選択します。



支払方法を確認する

支払い方法を選択します。



